

《 理事長コラム 》第1回 「高次脳機能障がいはいは『見えない障がい』か」



NPO 法人福岡・翼の会理事長

弁護士 小野 裕樹

平和台法律事務所 092-761-4403

ono@heiwadai-law.jp

理事長として毎月当事者や家族の役に立つ記事を書いてほしい！ という施設長はじめ職員さんからの熱い要望にお応えして（すみません。少し盛ってます。）、（さぼらない限り）月に1回程、高次脳機能障がいに関わる法律問題などについて書かせていただきます。理事長としては新米ですが、弁護士としては35年目となり、人間としては高齢者の仲間入りが秒読みとなりましたから、ムダに身につけたものを含めてそれなりの知識と経験はあるはずです（あってほしい）。

そんなこといっても、どうせ法律問題のコラムなんて面白くないんでしょ、と思っておられませんか。実はそのとおりです。といってしまうえば身もふたもありませんが、楽しい話でなくても、ときどき役立つ情報もあると思いますから、どうぞお付き合いください。

第1回は、この障がいについて私が感じてきたこととお話しします。

私は、平成12年、翼の会の前身「ぷらむ」設立時からお付き合いをさせていただき、20数年となりました。当時は「高次脳機能障害」なんて聞いたこともなかったのですが、それは当たり前前。そのころ、行政が新しく作った用語だったからです。もちろん、失語症などの局所性の脳損傷による症状については古くから知られていました。しかし、そのころ始まった国の「高次脳機能障害支援モデル事業」で使われるようになった「高次脳機能障害」という言葉は、それよりはるかに広いものを指していたのです。当時私は、精神科医の弟に「高次脳機能障害ってどんな病気？」と聞いたのですが、「そんな言葉は使わないし大学でも教えないよ。」という答えでした。確かに、医学書や医学辞典を開いても載っていないのです。これが（当時よく言われていた）「見えない障害」ということか、と納得しました。認知されていなかったから、患者は医療や福祉、労災や交通事故被害の補償の谷間に置かれていたのです。それを何とかしようと全国に作られたのが高次脳機能障がいの家族会でした。

大けがをして意識障害が続いたけれど、幸い回復して退院できた。麻痺は少し残っているものの学校や仕事に戻れないほどではなさそうだと、家族が胸をなでおろしたのもつかの間、日常生活や社会生活を再開する中で問題が次々に明らかになります。お見舞いに来てくれた人は、思ったより元気そうな様子を見て「良かったね。元気になったね。」と言ってくれますが、本人や家族は大変なのです。外観ではわかりにくい、ちょっと話したくらいではわからない、まさに「見えない障がい」です。

高次脳機能障がい「見えない障がい」であることはそのとおりなのですが、長年、交通事故による高次脳機能障がい被害者の損害賠償や保険金請求に携わるうちに、少し違う感想をもつようになりました。家族に「見える」のはもちろんですが、私たちでも「見ようと思えば見える」のです。「見えない障がい」というより「見ようとしなければ見えない障がい」といったほうがいいでしょう。

弁護士として、ご本人と話をしている場合、多くの場合、確かに障がいは「見えにくい」といえます。失語症が重くなければ会話はスムーズなことが多いし、マヒも目立たないことが少なくありません。「家や学校（職場）で困っていることはないですか」と聞かれて「大丈夫です」とか「別にありません」といった答えが返ってくることもあります。それでも、丁寧に、具体的に聞いてみると、困っていることが多いことがわかります。もちろん、ご本人に病識がないこともありますし、どう説明してよいかわからないこともあるでしょう。そこで大切なのはご家族からの情報です。ご家族はいつも近くでご本人を見ているし、医師も私たちが知らない事故や発病前の様子も知っています。

交通事故の補償を例にとると、後遺症の評価（等級）を受けるために必要な書類のなかに「日常生活状況報告」というものがあります。A3用紙1枚のもので、ご家族が本人の状態を5段階で評価するものです。私は、この書類を作るときには、詳しい聞き取りをして具体的なエピソードなどを記載した「別紙」を10枚以上付けています。もちろん主治医やリハビリスタッフにもお話を聞きます。そうすると、よく見えなかったご本人の障がいの特性や生活の困難などがだんだん見えてくるのです。それを、後遺症の評価を行う自賠責保険や裁判所に伝え、説得することが弁護士の大切な仕事の一つです。

このように、ご本人の特性について理解を深め、注意して接すれば、それまで見えなかった高次脳機能障がいも私たちに「見えてくる」のです。そうしてはじめて、裁判所にも正しい判断をしてもらえます。裁判所はなんでも「証拠」ですから、「高次脳機能障がいは「見えない障がい」なのだから、証拠が不十分でも後遺症が重いことを認めてください」と求めてもそれは無理です。なんとかして「見える」ようにしなければならないのです。

今回は、「高次脳機能障がいと後遺障害等級認定」についてお話しします。

今月の無駄な一枚 「せんとくん」

奈良は私の第二の故郷です。「せんとくん」は奈良遷都1300年を記念して誕生した奈良のゆるキャラですが、伝統工芸品になるとゆるさは完全に失われ、ややブキミです。値段もかわいげがありません。



こちらが本家。明らかに子どもです。

鹿の角が痛そうですが

かわいいですね。

